

(写)

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第44号

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、同条第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、同条第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合とする。</p>

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。